

正 本

仮処分命令申立書

平成21年（2009年）9月11日

長崎地方裁判所 御中

債権者代理人弁護士 木 佐 茂 男

同（担当） 北 爪 宏 明

懲戒処分禁止仮処分命令申立事件

記

当事者の表示

別紙「当事者目録」記載のとおり。

申立の趣旨

別紙「申立の趣旨」記載のとおり。

申立の理由

別紙「申立の理由」記載のとおり。

疎明方法

別紙「疎明方法」記載のとおり。

添付書類

- |   |                       |   |   |   |
|---|-----------------------|---|---|---|
| 1 | 甲号証 (写)               | 各 | 1 | 通 |
| 2 | 住民票                   |   | 1 | 通 |
| 3 | 債務者ホームページをプリントアウトしたもの |   | 1 | 通 |
| 3 | 訴訟委任状                 |   | 1 | 通 |

以 上

(別紙)

当事者目録

〒 [redacted] [redacted]  
債権者 久木野 憲司

(送達場所) 〒 [redacted] [redacted]  
[redacted]  
TEL [redacted]  
FAX [redacted]  
債権者代理人弁護士 北爪 宏明

〒 [redacted] [redacted]  
[redacted]  
TEL [redacted]  
FAX [redacted]  
債権者代理人弁護士 木佐 茂男

〒851-2195 長崎県西彼杵郡長与町まなび野1-1-1  
債務者 長崎県公立大学法人 長崎県立大学  
上記代表者理事長 太田 博道

(別紙)

## 申立の趣旨

債務者は、債権者に対し、債務者が債権者を懲戒のための調査対象として平成21年9月1日に実施した事情聴取及び平成21年9月10日に実施した事情聴取が、各々、長崎県公立大学法人職員の懲戒等に関する規程（平成21年規程第5号）第4条第1項及び同規程第6条第3項規定の適正な手続であることを前提とした懲戒をしてはならない。

との裁判を求める。

(別紙)

## 申立の理由

### 第1 被保全権利

- 1 債権者は、債務者が地方独立行政法人化前から地方独立行政法人化後の現在に至るまで、同大学において教授として勤務している。
- 2 債務者大学の地方独立行政法人化に伴い、債権者と債務者大学との関係は、労働契約の各当事者という関係に移行した。なお、債権者・債務者間での雇用関係について契約書等は存しない。
- 3 債務者大学は、地方独立行政法人化前は、行政機関として厳格な適正手続が採られていた。
- 4 上記2の労働契約移行にあたり、債権者と債務者との間で、懲戒手続が緩和されるということはなく、むしろ後述5のような従前以上の厳格な手続規定が設けられることになった。
- 5 債務者大学の地方独立行政法人化後、債務者大学において、長崎県公立大学法人職員の懲戒等に関する規程（平成21年規程第5号）として次のような規定が設けられた（疎甲1の1、1の2）。

「(調査)

第4条 学長は、就業規則第46条各号の懲戒の事由（以下本条において「懲戒事由」という。）のいずれかが存在すると思料する場合には、教育研究評議会の中に事実確認等の調査のための調査委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとする。

なお、当該調査の際には、委員会は調査の対象となっている教員から事情を聴取するものとする。

2 前項の委員会は、学長が任命する次の者をもって組織する。

- (1) 副学長の中から1名
- (2) 学部長又は研究科長の中から1名
- (3) 大学事務局長又はシーボルト校事務局長の中から1名
- (4) 総務課長又は総務企画課長の中から1名
- (5) 必要により学長が指名した者 若干名

3 第1項の規定にかかわらず、懲戒事由にかかる事実の内容が極めて明白である場合等調査の必要がないと認められる場合には、学長は調査を省略することができる。」

「(教育研究評議会における審議)

第6条 第4条に規定する調査が終了した場合には、委員会は直ちに教育研究評議会に調査結果を報告しなければならない。

2 教育研究評議会は、前項の報告を受けたときは、教員の懲戒処分の要否等について審議を行い、その結果を学長に報告するものとする。

3 教育研究評議会は、調査対象となる教員に、文書又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。また、必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、又はその意見を聴取することができる。

4 教育研究評議会は、第2項の審議を行うにあたっては、次に掲げる事項に留意しつつ、総合的に判断するものとする。

- (1) 非違行為の動機、態様及び結果
- (2) 故意又は過失の程度
- (3) 非違行為を行った教員の職責及びその職責と非違行為との関係
- (4) 他の職員及び社会に与える影響
- (5) 過去の非違行為の有無」

6 上記5の各規定の趣旨は、懲戒処分の前段階において、懲戒処分の前提となる具体的な事実の存否、正当理由の存否等を被懲戒（予定）者に懲戒処分前に述べさせる機会を与え、もって懲戒（予定）者が当該具体的事実が懲戒事由に該当するかどうかの公正な判断ができるよう手続的に担保するための制度を定めたものである。

かかる上記5の制度が設けられた趣旨に照らせば、形式的に弁明等の機会だけが与えられても、実際の当該弁明の機会において、懲戒処分の前提となる具体的な事実の存否、正当理由の存否を述べるできない状況であれば、上記5の有効な手続とはいえないことは明らかである。

被懲戒（予定）者が、懲戒処分の前提となる具体的な事実の存否、正当理由の存否を述べる前提として、懲戒（予定）者より、いかなる事実が、懲戒処分の対象とされようとしているのかを明示される必要があり、かかる明示がなければ、被懲戒（予定）者としては、懲戒処分回避のための行動をとり得ず、上記5の有効な手続とはいえないこともまた明らかである。

また、被懲戒（予定）者としては、懲戒（予定）者からの質問に対し、適切に答える（反論する）ためには、法律の専門家である弁護士に相談する権利を有することは上記5の制度趣旨に照らせば当然である（一般的な適正手続きの発想からしても同様の帰結となる）。そうすると、被懲戒（予定）者には、上記5の各手続において、弁護士を同席させる権利を有し、被懲戒（予定）者が弁護士の同席を求めた場合に、懲戒（予定）者には同席を拒む理由は何ら存しないはずである。本件において、債権者は、被懲戒（予定）者として、上記権利を有する。

7 以上のとおり、債務者大学に教授として勤務する債権者は、長崎県公立大学法人職員の懲戒等に関する規程（平成21年規程第5号）第4条第1項及び同規程第6条第3項規定の適正手続を受ける権利を有する。

## 第2 保全の必要性

### 1 本件事案の概要

債権者は、債務者の兼業許可（疎甲2～6）のもとパイオラボ株式会社（以下、「パイオラボ社」という。）の代表取締役社長として、大学発のベンチャー企業を立ち上げることとなった。長崎県や長崎市は、長崎県の大学発のベンチャー企業ということで当初は、本社を長崎市に積極的に誘致したり（疎甲7、8）、パイオラボ社に補助金を交付したりするなど、債権者を全面的に後押ししていた。同様に、県立大学である債務者は、長崎県の意向を強く受け、債権者を全面的に後押ししていた（疎甲7）。債務者は、債権者に対し、最初の上記兼業許可を出すにあたり、債権者が大学教授としての業務に支障を来さない限り、上記兼業許可の形式に拘泥することなく勤務時間等については柔軟に対応するとの説明をした。

その後、世界的な金融危機のあおりを受け、パイオラボ社が破綻するに至り、同社に補助金を支出していたということもあり、長崎市（同市議会）や長崎県（同市議会）の態度は、豹変し、債権者の細かな荒探しを始め、債権者に全ての責任を押し付けるような対応を取るようになり、現在に至っている（疎甲9～69）。独立行政法人であるにも拘らず、債務者は、長崎県等と歩調を合わせ、債権者に対し、強硬な態度に変わった（疎甲70～77）。

債務者は、債権者の大学教授としての業務に実質的に何らの支障を来していないにも拘らず、兼業許可違反等（この理由も不明確である）を理由に、懲戒処分をしようとしているのである。しかも相対的に一定の具体性をもつ懲戒事由が明示されたのは平成21年9月7日が初めてである（しかしながらこれも客観的にはおよそ具体的とはいえない）。

上記懲戒処分にあたり、前記第1～5の手続が必要であるところ、本件では、その有効な手続が履践されていないことから、その無効な手続を前提とした懲戒処分がなされることがないよう求めるのが、本申立である。



2 本件において、債務者が債権者を対象として平成21年9月1日に実施した事情聴取及び平成21年9月10日に実施した事情聴取の重大な瑕疵

(1) 弁護士と同席拒否

ア 平成21年9月1日の事情聴取（疎甲78）

同事事情聴取において、債務者大学の調査委員会委員百岳敏晴氏は、債権者代理人弁護士北爪宏明の同席を求めに対し何ら理由を示すことなく一方的に拒否し強硬に退席を迫った。また、同代理人弁護士が、百岳氏に対し、その法的根拠を示されたい旨申し出たところ、「答えることはできない」、「答えない」と述べるのみであった。そのため、債権者は、同代理人弁護士を同席させることができなかった。

イ 平成21年9月10日の事情聴取（疎甲79）

同事事情聴取において、債務者大学の教育研究評議会の構成員は、債権者代理人弁護士木佐茂男の同席の求めに対し何ら理由を示すことなくこれを拒否し強硬に退席を迫った。そのため、債権者は、同代理人弁護士を同席させることができなかった。

ウ 以上のとおり、債務者は、二度にわたり、債権者の代理人の同席を正当な理由を示すことなく拒否した。前述のように、長崎県公立大学法人職員の懲戒等に関する規程（平成21年規程第5号）第4条第1項及び同規程第6条第3項の各手続において、債権者が代理人弁護士を同席させることは権利であり、債務者は正当な理由なくこれを拒否する権利はない（疎甲80）。

また、債権者に対し、代理人弁護士の同席を拒否する正当な理由を明示しないこと自体適正手続とはいえないのである。

したがって、上記ア、イの債務者の行為により、長崎県公立大学法人職員の懲戒等に関する規程（平成21年規程第5号）第4条第1項及び同規程第6条第3項の各手続として重大な瑕疵があるものとなり、平成21年

9月1日に実施した事情聴取及び平成21年9月10日に実施した事情聴取は、上記各規定の適正手続として無効であることは明らかである。

(2) **実体のない事情聴取**

債務者が債権者を対象として平成21年9月1日に実施した事情聴取及び平成21年9月10日に実施した事情聴取は、いずれも懲戒事由に関わる具体的な事実関係についての質問は一切なされず、いわば世間話をするだけの実体のないものであった。特に、債務者が懲戒事由として示したのは、形式的も実質的にも不明確で論理的に理解するのが困難な平成21年9月7日付通知書（疎甲81）のみであり、上記事情聴取の場は、そもそも債務者が何を問題にしているのかを知る唯一の機会であり、極めて重要なものであったにも拘らず、債務者は、懲戒事由に係る具体的事実を踏み込んだ遣り取りを一切行おうとしなかったのである。

したがって、長崎県公立大学法人職員の懲戒等に関する規程（平成21年規程第5号）第4条第1項及び同規程第6条第3項の各手続は、不存在あるいは無効と言わざるを得ない。

(3) **度重なる手続的瑕疵等**

債務者による平成21年9月1日の事情聴取のための債権者に対する呼び出しは、事情聴取実施予定前日の夕方であった（疎甲82、83）。かかる直前に連絡を受けても債権者は、自ら対応を検討する時間がないのみならず、弁護士に相談することもできない。加えて、具体的にいかなる事実（懲戒事由）に関しての事情聴取なのかさえ、明示されておらず、いわば、意図的に債権者の防御の機会を剥奪する違法な開催であった。

債権者としてなし得たのは、理解困難な平成21年9月7日付通知書から債務者の想定する懲戒事由をやむなく推測して書いた弁明書（疎甲83）の

提出だけである。この弁明書は、争点も正確に把握できないまま推測だけに基づいてのものであり、懲戒処分に対する実質的防御とはなり得ないことは明らかである。

その他、問題については、疎甲83のとおりである。

- (4) 以上より、債務者が債権者を対象として平成21年9月1日に実施した事情聴取及び平成21年9月10日に実施した事情聴取が、各々、長崎県公立大学法人職員の懲戒等に関する規程第4条第1項及び同規程第6条第3項規定の適正手続として無効（ないし不存在）であることは、明らかである。
- しかるに、債務者は、これらが、適正手続として有効であるかのような態度をとり、債権者の懲戒を行おうとしているのである。

そして、かかる適正手続に関しては、純粋な民間の労使関係の場面と異なるところはなく、大学の自治をはじめとする大学における学問の自由とは、結びつかない事項である。

### 3 適正手続違反により債権者は著しく不安定な身分におかれる

前述のように、債務者大学においては、懲戒処分の手続規定があるにも拘らず、それが形式だけの実体の存しないもので足りるとした場合には、当該規定がない場合以上に、懲戒権の濫用を招くことになる。そのような濫用的運用が許されるとすれば、労働契約とは名ばかりで、債務者の胸先三寸でいかようにも労働者を懲戒処分することが可能となってしまう、労働者一本件においては債権者一的生活基盤が極めて脆弱なものとなってしまう。かかる状況が、およそ大学の内部問題として許される範囲を逸脱していることは明らかである。

### 4 本件の懲戒処分により事後的には回復し難い名誉権の侵害を招く

本件の懲戒処分（予定）は、債権者が、長崎県及び長崎市の補助金を受けた

パイオラボの社長としての活動と密接に関連するものであるところ、パイオラボ社に関連する事柄は、地元長崎においては連日のように、新聞・テレビ等のマスコミで報じられている（疎甲9～69）。その報道は、破綻したパイオラボ社の経営責任を問題にすることのみならず、濡れ衣も含めた債権者に批判的な報道が中心的であり、しかもその具体的な実態が報じられることはほとんどないため、報道されないために実態を知らない長崎県民は、あらゆることに関し、債権者が悪者であるという印象を抱いている状況である。実際、債権者は、名誉権が侵害され、精神的苦痛を被っているのみならず（精神的苦痛から体調に変調を来し通院までしていた）、道を歩けば面識もない人間から奇異な目で見られ実生活にも多大な支障を生じているのである。

仮に本件で懲戒処分がなされたとすれば、そのことはマスコミで大々的に取り上げられることは必須で、事後的に懲戒処分が無効とされてもそのことが懲戒処分と同様に大々的に報道される可能性はほぼ皆無の状況である。

そうすると、本件仮処分によらなければ、債権者は、債務者による違法な懲戒処分がなされてしまった後においては、大学内部の問題にとどまらない一般社会における到底回復し難い重大な損害を被る蓋然性が極めて高い。

- 5 以上のとおり、本件は、大学内部だけにとどまる問題ではなく、実社会の政治的社会的活動に当たる行為と密接に関連するものであり、**本件仮処分命令がなされなければ、債権者は、事後的には回復し難い重大な損害を被る蓋然性が極めて高い**ものであるから、保全の必要性があることは明らかである。